

## 西宮市意思疎通支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 本市における意思疎通支援事業については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）及び西宮市地域生活支援事業実施要綱に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (事業目的)

第2条 この事業は、法第77条第1項第2号に基づき、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者が、社会生活上相互に円滑な意思の疎通を図る上で支障のある場合に、手話通訳者等、又は要約筆記者等（以下「支援者」という。）を派遣し、意思伝達の支援を行い、聴覚障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業の一部を市長が適当と認める福祉団体（以下「団体」という。）に委託するものとする。

### (対象者)

第4条 派遣の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 聴覚又は音声、言語機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 市内に居住する者
- (3) 外出するときに付き添いする者が得られない満18歳以上の者
- (4) 手話通訳または要約筆記により円滑な意思の疎通を図ることができる者

### (派遣の登録)

第5条 支援者の派遣を受けようとする者は、あらかじめ市長に申請し、審査のうえ登録された者とする。

### (派遣対象事由)

第6条 派遣の対象となる事由は、聴覚障害者等個人が社会参加のため意思伝達の支援が必要な次の各号に該当する場合とする。ただし、各号の詳細については別途定めるものとする。

- (1) 官公庁での手続・相談に関する事
- (2) 医療機関受診に関する事
- (3) 結婚に関する事
- (4) 葬儀に関する事
- (5) 契約に関する事
- (6) 就職の初回面談
- (7) 自治会・町内会活動に関する事
- (8) P T A活動に関する事
- (9) 学校行事に関する事
- (10) 学習に関する事
- (11) 法律相談に関する事

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合には原則として派遣しない。

- (1) 政治団体の活動（特定の政党の政治的活動や集会等）
- (2) 宗教団体の活動（宗教的な活動や集会等）
- (3) 企業の営利活動（企業・団体・個人の営利を目的とする商品販売等の活動等）
- (4) 定期的かつ長期にわたる活動
- (5) その他社会通念上派遣することが好ましくないとと思われる活動

### (派遣対象の範囲)

第7条 派遣の対象となる範囲は、西宮市内、芦屋市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、神戸市及び大阪市とする。ただし、兵庫県立聴覚障害者情報センター（以下、情報センターという）を利用する場合については、この限りではない。

(費用の負担)

第8条 支援者の派遣に要する費用は、無料とする。ただし、特別の交通費等は実費負担とする。

(支援者の登録等)

第9条 派遣する支援者の資格は、事業の委託を受けた団体(以下「受託団体」という。)の長が申し出のあった者のうち必要な技能を習得し、適任と認め登録した者とする。ただし、情報センターを利用する場合の手話通訳者については、この限りでない。

2 前項の登録は、派遣者として不適当と認める事由が生じたときは取消することができる。

(派遣の実施)

第10条 受託団体の長は、第4条に規定する登録者から申し出を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは支援者を派遣するものとする。

(支援者の用務等)

第11条 支援者の用務は、第5条に規定する事由の聴覚障害者等に対する意思伝達の支援及びこれに伴う必要な用務とする。

2 支援者は、その業務を行うにあたっては個人の人権を尊重し、その身上に関し知り得た個人情報第三者に漏らしてはならない。また、その登録辞退等により登録抹消した後も同様とする。

(身分証明書の携帯)

第12条 支援者は、業務遂行中常に受託団体の長が発行する身分証明書を携帯しなければならない。

(活動内容の報告)

第13条 支援者は、派遣業務の内容を記録して、受託団体の長を通じて市長に報告するものとする。

(重度障害者の入院時におけるコミュニケーション支援)

第14条 重度障害者の入院時におけるコミュニケーション支援事業の実施にあたっては、別に定める西宮市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱により、行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほかこの事業の実施に必要な事項は、市長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

2 「西宮市手話奉仕員派遣事業実施要綱」及び「西宮市要約筆記者派遣事業実施要綱」は、平成18年9月30日に廃止する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。